

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全 国 歯 報



第**63**号
2008.8

第63回通常組合会

議長に南哲之介議員、副議長に 平木良雄議員・白尾理英議員を選任



平成20年7月23日（水）午後1時より、中野サンプラザにおいて第63回通常組合会が開催された。今井専務理事の司会進行のもと林副理事長の開会の辞の後、仮議長に岐阜県支部の畑佐稔議員を選出し、第1号議案の議長・副議長の選任の件を上程した。

議長・副議長の選任は、協議により選出することとし、各地区から推薦された6名の地区代表議員により地区代表議員会で協議の結果、議長に岡山県支部の南哲之介議員、副議長には山口県支部の平木良雄議員及び石川県支部の白尾理英議員を選出し、再開された組合会の承認を得て決定した。

横山理事長の挨拶、報告事項に引き続いて議事に入り、規約の一部改正（案）及び平成19年度事業報告並びに平成19年度歳入歳出決算、平成19年度決算剰余金の処分についてを原案どおり可決承認され、引き続き相談役に金山公彦先生、顧問に大久保雅男先生及び大久保有先生が可決承認された。

その後表彰に移り、理事長を務め、顕著に功績のあった金山公彦先生に特別功労賞と記念品を贈呈し表彰した。続いて平成20年春の褒章で藍綬褒章を受章された芦田欣一先生に記念品を贈呈し祝意を表した。

開会の辞（要旨） 林副理事長

4月から執行部は横山新理事長のもと新執行部となりました。組合会も従来からの議員の先生方、新任の先生方もおられると思いますが、今後3年間宜しく願いいたします。

本日は、平成19年度の決算を主に審議する組合会ですが、決算以外にも諸問題がございますので、色々ご質問やご意見を頂戴できれば有り難いと思っております。なお、議



林副理事長

長・副議長の選任もごさいますがスムーズに選任して頂き、その後の議事についてもスムーズに進行して頂きますようお願いいたします。



畑佐仮議長

理事長挨拶（要旨） 横山理事長

本日はお暑い中、各地よりご参集頂きまして、誠に有難うございました。

ただ今、議長団の選任について慎重に協議して頂き、議長に南哲之介先生、そして副議長には平木良雄先生と白尾理英先生にお願いすることになりました。これから3年間宜しくお願いいたします。なお、仮議長を務めていただきました岐阜県支部の畑佐先生、誠に有難うございました。

さて、我々を取り巻く環境は非常に厳しくなっておりますが、これを乗り越えなければ歯科国保組合の存続が危ぶまれるのではと危惧いたしております。

今年3月には金山理事長のもとで、創立30周年記念式典を盛大に挙行されました。私たち執行部は、更に年数を重ね発展させるべく努力をしていかなければと考えております。

平成19年度の歳入歳出決算では、約27億6千万円の繰越金となりました。又、単年度収支でも約4億3千万円の黒字となりました。この原因としては、この5年間に給付割合を9割から8割にそして、昨年8月には7割給付に引き下げたことと、診療報酬のマイナス改定が続いたために組合員の収入が伸び悩み、その結果、保険料収入もマイナスとなりましたが、



横山理事長

療養給付費の落ち込みが大きかったことが主な原因だと思います。しかし、平成20年度からは医療制度改革に伴って負担増がでて参ります。

75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となります。これに伴い保険料の減収があります。更に後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金並びに病床転換支援金等の負担増があります。平成20年度は激減緩和策の措置がとられましたが、平成22年度からはこれなくなります。なお、後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳以上の1種組合員の76%の方が後期高齢者組合員として当組合に残って頂くことになりました。

それから、特定健診・保健指導が平成20年度から保険者に義務化されましたが、当組合は特定健診・保健指導に係る部分の費用は自己負担0といたしましたので、これも新たな財政負担となりますが、未だ実施体制が整わない状況が続いております。

当組合は、20府県が加入している国保組合ですが、家族等が他都道府県に居住している場合も勘案し、又、全協の指導もあり47都道府県との集合契約を進めておりますが、現時点で42道府県と契約ができております。しかし、保険者及び健診機関等を入力する作業があり実施できる状況には至っておりません。

24年度の実績評価により、後期高齢者支援金に±10%のペナルティーが科せられることになっております。

療養附加金の実施につきましては、全保険

者が7割給付に統一されたことから、歯科国保としてのメリットを出すために、1割相当分を還付する制度ですが、この後の第2号議案で、療養附加金の算定期間の改正に係る規約の一部改正案を提案させて頂いておりますので宜しくお願いいたします。

全歯連への再加入問題は、歯科国保が置かれている厳しい環境を打開するには、全国の歯科国保が一本化することが重要であることで全歯連も全国歯も一致しております。この問題については、後程、一志副理事長から詳細に説明があります。

今後の組合運営の目標としては、特定健診・保健指導の義務化ということもありますので一つは保健事業の充実を図ることと、21年度、22年度ともに保険料の値上げをしないで対応できる努力をしたいということです。

これは、医療制度改革に伴う新たな財政負担や国庫補助の動向に不透明な部分が残っておりますので断言はできませんが、会計の見直しなど保険料の値上げをしないことを組合運営の目標としております。

国庫補助については、政管健保への国庫補助の肩代わりを健保組合等に求めていましたが、昨年暮れに突然国保組合にも応分の負担を求めるということで、定率補助率の32%を28%にし、約38億円削減することが決まった。しかし、これに関する特例法案が通常国会では審議入りすることが出来ずに継続審議となり、臨時国会で成立をめざすことになりました。

今後、国庫補助の削減は組合運営に大きな影響を与えるものですので、国庫補助の動向を注意深く見守りながら、慎重に組合運営をして行かなければならないと思っております。

国庫補助の問題は全国歯だけでは何ともなりませんので、全国の歯科国保が一つになり、さらには全協に要望等をだしながら動いて頂くことが必要と思っております。全協の阿部会長も国庫補助の削減阻止に向けて積極的に国に働きかけて行くと研修会等で述べておりますので期待したいと思っております。

私は未だ理事長になったばかりで、十分なことはできないと思っておりますが、役員の方と協力して一生懸命頑張りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

■報告事項

今井専務理事及び尾上常務理事から報告事項について下記のとおり報告された。

(1) 支部運営費等交付基準の一部改正について

支部運営費等の交付は、被保険者の規模に応じて交付することになっているが、平成20年度から75歳以上の1種組合員は、後期高齢者組合員となることから、支部運営費等交付基準を「被保険者」の規模に応じてから「被保険者及び後期高齢者組合員」の規模に応じて改正したものである。

全国歯科医師国民健康保険組合 支部運営費等交付基準一部改正新旧条文対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正
1 毎年度各支部に対し、運営費・需用費・役員費（以下「運営費等」という。）について交付する。	1 毎年度各支部に対し、運営費・需用費・役員費（以下「運営費等」という。）について交付する。
2 運営費等にかかる交付額は、各支部の被保険者数の規模に応じて区分された下表の額を交付する。	2 運営費等にかかる交付額は、各支部の被保険者数及び後期高齢者組合員数の規模に応じて区分された下表の額を交付する。

被保険者数の規模	運営費	需用費	役務費	被保険者数及び後期高齢者組合員数の規模	運営費	需用費	役務費
2,500人未満	550,000円	300,000円	350,000円	2,500人未満	550,000円	300,000円	350,000円
2,501人以上 5,000人未満	600,000円	350,000円	400,000円	2,501人以上 5,000人未満	600,000円	350,000円	400,000円
5,001人以上 7,500人未満	650,000円	400,000円	450,000円	5,001人以上 7,500人未満	650,000円	400,000円	450,000円

附 則

1. この交付基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この交付基準は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

1. この交付基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この交付基準は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

1. この交付基準は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 規約施行規則の一部改正について

療養附加金の算定期間を「8月から翌年の7月まで」から「4月から翌年の3月まで」に改正することに対応するために、療養附加金の

申請の締切日を集計した年の翌年の2月末日から算定した年度の翌年度の12月末日とするための規約施行規則の一部を改正したものである。

全国歯科医師国民健康保険組合規約施行規則一部改正新旧条文対照表 (下線部が改正部分)

現 行 条 文	改 正
<p>(療養附加金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 療養附加金の申請の締め切りは、<u>集計した年の翌年2月末日とし、締め切り日までに請求を履行しない場合は、受領権を放棄したものとみなす。</u></p> <p>5. (略)</p>	<p>(療養附加金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 療養附加金の申請の締め切りは、<u>療養附加金を算定した年度の翌年度の12月末日とし、締め切り日までに請求を履行しない場合は、受領権を放棄したものとみなす。</u></p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. <u>この規則は、平成20年8月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2. <u>改正後の第16条第4項の規定は平成19年度分の療養附加金の申請の締め切り期限から適用する。</u></p>

(3) 特定健診・保健指導の実施体制の現状について

・厚労省の示した「集合契約」で委任状取りまとめ機関の全協を通じて委託契約を進めていたが、7月23日現在42道府県の契約書が届いた。未契約は、東京都、三重県、京都府、佐賀県、鹿児島県の5道府県となっている。

・契約書が届いてから、当組合で健診機関と委託元保険者を入力する作業があるが、委託元保険者は、健保組合、共済組合等も入力が必要なのか、又支払い先について、「医師会等の契約代表者」か「医療機関等の実施機関」なのかとか「都道府県単位」か「市町村単位」なのか等入力方法に不明の部分があるため現在問い合わせ中である。

・集合契約の仕組みは「委任状取りまとめ機関」に委任状をだして、そこから都道府県の「委任状送付先」に送り、各都道府県の「契約代表者」と各都道府県の健診機関の「契約取りまとめ者」との間で契約が締結されることになっているため複雑になっている。

・契約が締結された都道府県でも、すでに健診期間が過ぎている地区が含まれている都道府県もある。

・以上のような状況から、受診券を発行できる状況に至っていない。



今井専務理事

(4) 平成20年度国民健康保険事業に係る指導監督の実施について

平成16年度から「国民健康保険助言等」となっていたが、平成20年度から「国民健康保険事業に係る指導監督」と改められることに



尾上常務理事

なった。これについて栃木県庁から公式に通知及び非公式の連絡があった。

・公式の通知のあった組合・支部等

全国歯科国保組合 平成20年 8月 5日 (火)

山口県支部 平成20年 9月17日 (水)

・非公式の連絡のあった支部等

岐阜県支部 平成20年 9月 5日 (金)

石川県支部 平成20年10月 6日 (月)

長野県支部 平成20年10月17日 (金)

以上の他に、1支部について実施するが、日程等未定。

(5) 特別支部運営費交付金について

平成20年度 特別支部運営費交付金(単位:円・%)

支部名	平成20年度	平成19年度	対前年度比
栃木	4,970,000	6,250,000	79.52
山梨	2,310,000	3,640,000	63.46
青森	1,690,000	2,810,000	60.14
岐阜	9,290,000	8,570,000	108.40
富山	1,580,000	2,560,000	61.72
滋賀	4,340,000	3,970,000	109.32
京都	3,740,000	2,910,000	128.52
岡山	5,870,000	6,010,000	97.67
山口	5,500,000	4,900,000	112.24
島根	1,860,000	1,630,000	114.11
鳥取	2,770,000	2,430,000	113.99
香川	2,780,000	1,310,000	212.21
徳島	2,660,000	2,460,000	108.13
高知	3,110,000	2,640,000	117.80
新潟	8,120,000	9,850,000	82.44
岩手	3,800,000	3,320,000	114.46
石川	2,570,000	3,380,000	76.04
長野	6,670,000	5,820,000	114.60
福井	2,900,000	1,930,000	150.26
沖縄	3,390,000	3,500,000	96.86
合計	79,920,000	79,890,000	100.04

■ 議 事

第1号議案 議長・副議長選任の件 今井専務理事

今井専務理事より、議長及び副議長の選任の件について説明があり、協議により選出することとした。

引き続き、今井専務理事から協議による選出方法は、A、B、C地区の組合会議員の中から、それぞれ推薦された2名の地区代表議員で構成する地区代表議員会で選出し、組合会の承認を得ることとなっている旨の説明があり、地区代表議員を推薦後組合会を暫時休憩し、地区代表議員会を開催し慎重に協議した結果、議長に南哲之介議員、副議長に平木良雄議員及び白尾理英議員を選出し、再開された組合会で可決承認され、新議長・副議長が誕生した。

■地区代表議員

- A地区 一戸惇一郎（青森県支部）
五十嵐治（新潟県支部）
- B地区 川口義治（富山県支部）
長谷川勝（福井県支部）
- C地区 熊野光紀（鳥取県支部）
井川雅典（徳島県支部）委員長



地区代表議員会



井川委員長



議長 南 哲之介（岡山県支部）



副議長 平木 良雄（山口県支部）



副議長 白尾 理英（石川県支部）

第2号議案 規約の一部改正（案）について議決を求める件 今井専務理事

規約の一部改正（案）について、今井専務理事より次のように説明があり、質疑応答の後に採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

療養附加金の算定は、組合員の一部負担金が2割から3割に改定された、平成19年8月から開始したことから、8月から翌年の7月まで

の1年間を療養附加金の算定期間としていたが、会計年度が2年にわたり、事務処理の点からも複雑になるため、初年度は平成19年8月から平成20年3月までの8カ月分とし、平成

20年度からは、4月に始まり翌年の3月に終わる会計年度に合わせることで事務の効率化等を図るために規約の一部改正（案）について議決を求めるものである。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧条文対照表

(下線部が改正部分)

現 行	改 正 (案)
(療養附加金) 第12条の2 (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. 療養附加金の算定は、 <u>1ケ年（8月療養分～翌年7月療養分）</u> とする。 7. (略) 8. (略)	(療養附加金) 第12条の2 (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. 療養附加金の算定は、 <u>1ケ年（4月診療分～翌年3月診療分）</u> とする。 7. (略) 8. (略) <p style="text-align: center;">附 則</p> 1. <u>この規約は、平成20年8月1日から施行する。</u> (経過措置) 2. <u>改正後の第12条の2第6項の規定に関わらず平成19年度分の療養附加金の算定は、平成19年8月診療分から平成20年3月診療分とし、平成20年度分の療養附加金の算定は、平成20年4月診療分から平成21年3月診療分とする。</u>

第3号議案 平成19年度事業報告について議決を求める件 今井専務理事

I 概況

平成19年度の事業運営は、医療制度改革への対応の準備に終始した年とも言える状況であった。

平成18年度から実施が始まった医療制度改革の主要部分である後期高齢者医療制度及び特定健診・保健指導が平成20年度から実施されることになり、当組合では平成19年度は医療制度改革が円滑に実施するための体制整備の期間と捉えその準備に取り組んだ。

医療制度改革の概要が明らかになった段階で、今回の改革の範囲及びその質・量から、

当組合が円滑かつ適正に実施するためには、先ず、組合員に今回の医療制度改革の全容を周知し理解を得ることが不可欠と考えて、平成19年2月に支部役員・職員研修会を開催したのを始めとして、常務会、理事会及び組合会での積極的な情報提供や組合報を活用した広報活動に努めてきた。従って、組合員の医療制度改革への一定の理解を得られたものと考えられるが、途中で制度の見直しが繰り返されたり実施体制の整備の遅れもあった。

そうした中、政管健保の国庫負担を約1,000億円削減し、その分を健保組合等に肩代わりさせることが決まり、同時に国保組合の国庫補助も現行の定率補助32%を28%に引き下げることが、年末・年始の時期に急に決まった。

支援金及び納付金の動向とともに国庫補助率の削減が、今後の組合の財政運営に大きな影響を与えることになることが予測される。

また、高齢者医療制度に係る負担増の凍結策、後期高齢者の負担軽減策や政管健保への肩代わり策など実施前から見直しが続く中、実施直後には後期高齢者医療制度を長寿医療制度と呼称を変更するなど、医療制度改革が軌道に乗るまでには、少し時間を要するようである。

・後期高齢者医療制度

75歳以上の者は、新たに創設された後期高齢者医療制度の被保険者となり、国保組合から各都道府県の広域連合に移行することになるが、希望すれば国保組合の組合員資格を維持することができることになり、当組合は該当する1種組合員を後期高齢者組合員として、組合員資格を維持できることとした。3月末現在で該当する1種組合員の76%が後期高齢者組合員として、当組合に残ることとなった。

・特定健診・保健指導

特定健診・保健指導については、3月末になっても集合契約の締結ができず実施できない状況が続いている。集合契約の締結の期限が3月末から9月末まで延期されるなど実施体制の整備の遅れが続いており、4月からの実施は不可能となっている。

・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等

当組合の医療制度改革に伴う新たな財政負担は約10億円見込まれていたが、後期高齢者支援金等と同額を均等割保険料を減額することで、保険料の値上げをしないで対応した。

また、当組合の前期高齢者納付金の負担額は約15億円を見込んでいたが、激減緩和措置がとられることになり平成20年度納付金は予算編成時で約5億円であったが、厚労省から示された確定額は約7億円に膨らむなど、支援金等については今後注意深く見守る必要がある。

・国庫補助

国保組合への現行の補助の定率補助率32%から28%に一律引き下げ、財政力の弱い組合には財政調整のための補助金を上乘せすることが決まった。国庫補助が削減されるのは三師会や全国土木など83組合である。これにより当組合の国庫補助率は28%に1%の財政調整分と削減月数8カ月で実質30%となる。

ただし、国保組合の国庫補助削減法案が今国会で審議入りできず、継続審議となり政府・与党は臨時国会で成立をめざすとみられる。臨時国会で法案が成立し、例えば10月実施となった場合、実施期間が5カ月となり国庫補助削減額は38億円から23億円と大幅に減額されることになるが、現時点ではどのような扱いになるのか全く不透明である。

Ⅱ 事業の実施状況

1. 被保険者の状況

(1) 種別被保険者の状況（平均）

種別		平成19年度(A)	平成18年度(B)	比較(A/B)%
組合員	1種	13,004	12,998	0.05
	2種	898	829	8.32
	3種	24,687	24,578	0.44
	計	38,589	38,405	0.48
家族	1種	28,207	28,686	▲ 1.67
	2種	616	542	13.65
	3種	3,909	3,966	▲ 1.44
	計	32,732	33,194	▲ 1.39
合計	1種	41,211	41,684	▲ 1.13
	2種	1,514	1,371	10.43
	3種	28,596	28,544	0.18
	計	71,321	71,599	▲ 0.39

(2) 被保険者数（老人保健・前期高齢者・乳幼児・介護保険・特定／平均）

種別		老人保健	前期高齢者	乳幼児	介護第2号	特定
組合員	1種	1,354	473	0	9,132	238
	2種	0	0	0	162	525
	3種	17	20	0	5,514	7,760
	計	1,371	493	0	14,808	8,523
家族	1種	2,195	596	812	7,264	498
	2種	4	0	141	49	310
	3種	155	55	195	530	953
	計	2,354	651	1,148	7,843	1,761
合計	1種	3,549	1,069	812	16,396	736
	2種	4	0	141	211	835
	3種	172	75	195	6,044	8,713
	計	3,725	1,144	1,148	22,651	10,284

2. 保険料収入の状況

(1) 保険料収納額の状況

種別		平成19年度(A)	平成18年度(B)	比較(A/B)%
医療給付費分	均等割	5,605,209,500	5,613,309,500	▲ 0.14
	所得割	2,636,617,912	2,676,484,894	▲ 1.49
介護納付金分		761,222,000	747,644,800	1.82
合計		9,003,049,412	9,037,439,194	▲ 0.38

3. 国庫補助金の状況

項目	平成19年度(A)	平成18年度(B)	比較(A/B)%
療養給付費等補助金	1,674,324,363	1,703,367,015	▲ 1.71
老人保健医療費拠出金補助金	1,300,290,867	1,133,164,805	14.75
介護納付金補助金	319,257,351	351,766,397	▲ 9.24
特別対策費補助金	16,929,000	28,201,000	▲ 39.97
後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金	5,551,000		
事務費負担金	48,329,764	48,646,535	▲ 0.65
出産育児一時金補助金	57,737,000	57,300,000	0.76
高額医療費共同事業補助金	10,783,000	11,597,000	▲ 7.02
療養給付費補助金過年度分	0	275,038,059	▲ 100.00
合計	3,433,202,345	3,609,080,811	▲ 4.87

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合	
	平成19年7月まで	平成19年8月から
1.組合員	8割	7割
2.家族	7割	7割
3.3歳未満	8割	8割
4.前期高齢者(70歳から74歳)		
・現役並み所得者	8割	7割
・一般所得者	9割	9割
・低所得者	9割	9割

(2) 療養給付費の状況（食事・生活療養費差額支給分除く）

診療月	平成19年度(A)	平成18年度(B)	比較(A/B)%
4月	467,193,820	453,891,779	2.93
5月	490,368,669	475,144,225	3.20
6月	492,449,046	467,510,731	5.33
7月	487,150,183	458,266,873	6.30
8月	418,893,174	481,272,737	▲ 12.96
9月	395,008,653	453,197,690	▲ 12.84
10月	465,006,799	457,996,540	1.53
11月	438,713,685	475,021,612	▲ 7.64
12月	426,945,515	483,366,068	▲ 11.67
1月	436,079,603	438,722,792	▲ 0.60
2月	425,054,268	464,605,005	▲ 8.51
3月	465,051,684	549,250,157	▲ 15.33
合計	5,407,915,099	5,658,246,209	▲ 4.42

(3) 高額療養費の支給状況

平成19年度(A)		平成18年度(B)		比較(A/B)%	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2,853	277,380,800	2,463	218,851,245	15.83	26.74

(4) その他の保険給付の状況

療養費※		出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
18,721	91,911,886	690	241,450,000	309	39,800,000	880	80,295,500

食事・生活療養費差額支給		移送費		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	5,900	1	22,218	20,603	453,485,504

※療養費：海外療養費
コルセット等

(5) 歯科給付の状況

平成19年度(A)		平成18年度(B)		比較(A/B)%	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
24,975	283,881,220	25,522	300,828,030	▲2.14	▲5.63

※歯科給付の状況は、歯科審査査定前、件数、費用額

(6) 老人自家診療の歯科給付の状況

平成19年度(A)		平成18年度(B)		比較(A/B)%	
件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
1,749	29,801,930	1,721	29,389,400	1.63	1.40

7. レセプト点検事業

項目	委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A)+(B)
一般分	8,420,538	8,500,629	80,091	4,057,200	4,137,291
老健波及効果分	3,382,811	5,527,133	2,144,322	1,738,800	3,883,122
合計	11,803,349	14,027,762	2,224,413	5,796,000	8,020,413

8. 広報活動の状況

- (1) 組合報を3回発行。(全国歯科医師国民健康保険組合報)
- (2) ホームページ

9. 30周年記念誌編集委員会の設置

創立30周年記念式典の挙行を記念して、創立30周年記念誌（三十年史）を発刊することとした。そのために「30周年記念誌編集委員会」を設置して、記念誌の概要を取りまとめ平成20年7月の発刊を目指して作業を進めているところである。

10. 創立30周年記念式典・祝賀会を挙げる

平成20年3月22日（土）東京ドームホテルにおいて、全国歯科医師国民健康保険組合創立30周年記念式典・祝賀会を挙げるした。

式典・祝賀会は、第62回通常組合会終了後、大勢の来賓及び20支部から200余名の役員、組合員が参加して開催された。

式典終了後、引き続き祝賀会が開催され、厳粛から華やかな雰囲気となり、200余名が杯を交わし親交を温めた。

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、議員、職員が協力して業務を推進しなければならない。そのために、各種研修会等に積極的に参加するとともに、当組合の事務研修会には、コンピューターシステム会社等からの講師を招き研修を行うなど、年々増大する業務量に対応した。

Ⅳ 諸会議の開催

(1) 組合会

会議名	開催日	開催場所
第60回通常組合会	平成19年7月18日（水）	中野サンプラザ
第61回臨時組合会	平成19年11月14日（水）	中野サンプラザ
第62回通常組合会	平成20年3月22日（土）	東京ドームホテル

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成19年6月27日（水）	中野サンプラザ
第2回理事会	平成19年11月14日（水）	中野サンプラザ
第3回理事会	平成20年2月20日（水）	中野サンプラザ

(3) 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成19年5月9日 (水)	東京事務所
第2回常務会	平成19年6月27日 (水)	中野サンプラザ
第3回常務会	平成19年7月18日 (水)	中野サンプラザ
第4回常務会	平成19年10月17日 (水)	東京事務所
第5回常務会	平成19年11月14日 (水)	中野サンプラザ
第6回常務会	平成20年2月6日 (水)	東京事務所
第7回常務会	平成20年2月20日 (水)	中野サンプラザ
第8回常務会	平成20年3月22日 (土)	東京ドームホテル

(4) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成19年6月26日 (火)	東京事務所
第2回監事会	平成20年2月19日 (火)	東京事務所

(5) 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成19年度事務研修会	平成19年5月18日 (金) ～19日 (土)	こまばエミナース

(6) 委員会

①30周年記念誌編集委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回30周年記念誌編集委員会	平成19年4月18日 (水)	東京事務所
第2回30周年記念誌編集委員会	平成19年6月13日 (水)	東京事務所
第3回30周年記念誌編集委員会	平成19年8月22日 (水)	東京事務所

(7) 30周年記念式典・祝賀会

会議名	開催日	開催場所
30周年記念式典・祝賀会	平成20年3月22日 (土)	東京ドームホテル

V.関係団体の会議開催状況

(1) 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長（事務長）会議	平成19年4月25日 (水)	栃木県国保連合会

(2) 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
特定健診・特定保健指導の円滑な	平成19年9月21日 (金)	栃木県国保連合会

実施に向けた手引き・データ管理に係る概要説明		
特定健診等データ管理システムに係る概要説明会	平成19年10月23日 (火)	栃木県国保連合会
集合契約に係る作業部会	平成20年2月1日 (金)	栃木県国保連合会
集合契約に係る作業部会	平成20年2月25日 (月)	栃木県国保連合会
集合契約に係る作業部会	平成20年2月27日 (水)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システムに係る説明会	平成20年2月29日 (金)	栃木県国保連合会
集合契約に係る作業部会	平成20年3月12日 (水)	栃木県国保連合会

(3) 全協関係

① 総会

会議名	開催日	開催場所
第49回通常総会	平成19年6月7日 (木)	名古屋観光ホテル
第50回通常総会	平成20年3月14日 (金)	明治記念館

② 関東甲信越支部幹事会

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部幹事会	平成19年4月20日 (金)	厚生会館
関東甲信越支部総会	平成19年5月25日 (金)	ホテルメトロポリタン長野

③ 研修会

会議名	開催日	開催場所
事務(局)長研修会	平成19年6月19日 (火) ～20日 (水)	箱根・湯本富士屋ホテル
理事長・役員研修会	平成19年7月24日 (火) ～25日 (水)	箱根・湯本富士屋ホテル
職員研修会	平成19年9月6日 (木)	九段会館
理事長・役員研修会	平成19年9月21日 (金)	八重洲富士屋ホテル
事務(局)長会議	平成19年12月4日 (火)	こまばエミナース
事務(局)長研修会	平成20年2月8日 (金)	九段会館

④ 関東甲信越支部研修会

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越事務長研修会	平成19年11月22日 (木)	厚生会館

⑤ その他

会議名	開催日	開催場所
保健事業推進担当者研修会	平成19年11月6日 (火) ～7日 (水)	こまばエミナース

■ 当日質問

〔質疑の要旨〕

1. 岐阜県支部 高木議員

Q 国庫補助の補助率が段々下がってきている件について、政治マターの部分もあり、全協を通じて要望していくと話がありました。政治活動が国保組合に馴染むかということと、健康保険組合推進連盟についてどのような組織なのか、又、国保組合がどう関わっているのかお尋ねしたい。

A 事前質問に類似したものがありますので、そこでお答えしてよろしいでしょうか。

Q 了解



高木議員

第4号議案 平成19年度歳入歳出決算 について議決を求める件 鈴木常務理事



鈴木常務理事

鈴木常務理事から平成19年度歳入歳出決算について、プロジェクターを用いて趣旨説明があり、質疑応答の後採決に入り、全員挙手により可決承認された。

決算の状況

1. 歳入の状況

1 款 保険料収入は、9,003,049,412円で、前年度の9,037,439,194円と比較してマイナス0.38%減少し、実額で34,389,782円の減となりました。内訳として、医療給付費分保険料は、8,241,827,412円で、前年度の8,289,794,394円と比較してマイナス0.58%減少し、実額で47,966,982円の減、介護納付金分保険料は、761,222,000円で、前年度の747,644,800円と比較して1.82%の伸び、実額で13,577,200円の増となりました。

2 款 国庫支出金（国からの補助金）は、3,433,202,345円で、前年度3,609,080,811円と比較して、マイナス4.87%減少し、実額で175,878,466円の減となりました。

3 款 共同事業交付金は、126,425,000円で、前年度124,290,000円と比較して2,135,000円の増となりました。

4 款 財産収入は、14,322,439円で前年度の13,276,010円と比較して1,046,429円の増となりました。

5 款 繰入金については、19年度は繰り入れを致しておりません。

6 款 繰越金は、前年度剰余金より2,328,645,544円を繰り越し致しております。前年度の繰越金は、1,284,813,690円でありました。

7 款 諸収入は、44,563,156円で、前年度の48,370,720円と比較して3,807,564円の減となりました。

歳入決算総額は、14,950,207,896円となり、前年度14,117,270,425円と比較して5.90%の

伸び、実額で832,937,471円上回っております。

2. 歳出の状況

1款 組合会費は、18,600,128円で、前年度12,247,715円と比較して51.87%の伸び、実額で6,352,413円の増となりました。

2款 総務費は、564,556,042円で、前年度545,941,939円と比較して3.41%の伸び、実額で18,614,103円の増となりました。

3款 保険給付費は、6,182,466,631円で、前年度6,346,174,074円と比較してマイナス2.58%の伸び、実額で163,707,443円の減となりました。

4款 老人保健拠出金は、4,054,079,445円で、前年度3,490,304,437円と比較して16.15%、実額563,775,008円の増となりました。

また、歳出決算総額に占める割合をみると、歳出総額に対し保険給付費は50.73%、老人保健拠出金は33.27%となり、合わせると84.00%を占めることとなっております。

5款 介護納付金は、1,012,906,161円で、前年度の1,092,270,121円と比較して、79,363,960円の減となりました。

6款 共同事業拠出金は、121,709,000円で、前年度の117,000,000円と比較して4,709,000円の増となりました。

7款 保健事業費は、135,336,638円で、前年度130,071,303円と比較して、5,265,335円の増となりました。

8款 積立金は、法定積立金（特別積立金及び給付費等支払準備金）は法定額を満たしているため、積み立てておりませんが、その他の積立金に、計87,398,003円を積み立てております。

なお、法定積立金（特別積立金及び給付費等支払準備金）は、年度末で94,715,466円の積立超過となっております。

9款 諸支出金は、平成18年度の国庫補助金額が超過交付となったため9,599,294円償還しております。

10款 予備費は、組合会費に1,018,340円、保険給付費に3,011,886円、積立金に32,398,003円、諸支出金に9,598,294円、それぞれに充当致しております。

歳出決算総額は、12,186,651,342円で、前年度11,788,624,881円と比較して3.38%、実額で398,026,461円上回っております。

3. 歳入・歳出決算の状況

歳入合計額	14,950,207,896円
歳出合計額	12,186,651,342円
決算剰余金	2,763,556,554円

4. 実質収支の状況

前年度からの繰越金と繰入金を控除した実質収支をみると、平成19年度は434,911,010円の黒字収支となっております。

実質歳入総額	12,621,562,352円
実質歳出総額	12,186,651,342円
差引	434,911,010円

平成19年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不 能 欠損額	収 入 未済額	予算現額と 収入済額と の 比 較
1.国民健康 保 險 料		9,063,595,000	9,003,049,412	9,003,049,412			▲ 60,545,588
	1.国民健康 保 險 料	9,063,595,000	9,003,049,412	9,003,049,412			▲ 60,545,588
2.国 庫 支 出 金		3,443,824,000	3,433,202,345	3,433,202,345			▲ 10,621,655
	1.国 庫 負 担 金	47,557,000	48,329,764	48,329,764			772,764
	2.国 庫 補 助 金	3,396,267,000	3,384,872,581	3,384,872,581			▲ 11,394,419
3.共同事業 交 付 金		117,122,000	126,425,000	126,425,000			9,303,000
	1.共同事業 交 付 金	117,122,000	126,425,000	126,425,000			9,303,000
4.財産収入		13,276,000	14,322,439	14,322,439			1,046,439
	1.財 産 運 用 収 入	13,276,000	14,322,439	14,322,439			1,046,439
5.繰 入 金		1,000	0	0			▲ 1,000
	1.給付費等支払 準備金繰入金	1,000	0	0			▲ 1,000
6.繰 越 金		700,000,000	2,328,645,544	2,328,645,544			1,628,645,544
	1.繰 越 金	700,000,000	2,328,645,544	2,328,645,544			1,628,645,544
7.諸 収 入		5,954,000	44,563,156	44,563,156			38,609,156
	1.延滞金及 び 過 料	1,000	0	0			▲ 1,000
	2.立替収入	1,000	719,050	719,050			718,050
	3.預金利子	5,949,000	12,465,951	12,465,951			6,516,951
	4.雑 入	3,000	31,378,155	31,378,155			31,375,155
歳 入 合 計		13,343,772,000	14,950,207,896	14,950,207,896			1,606,435,896

歳出

(単位：円)

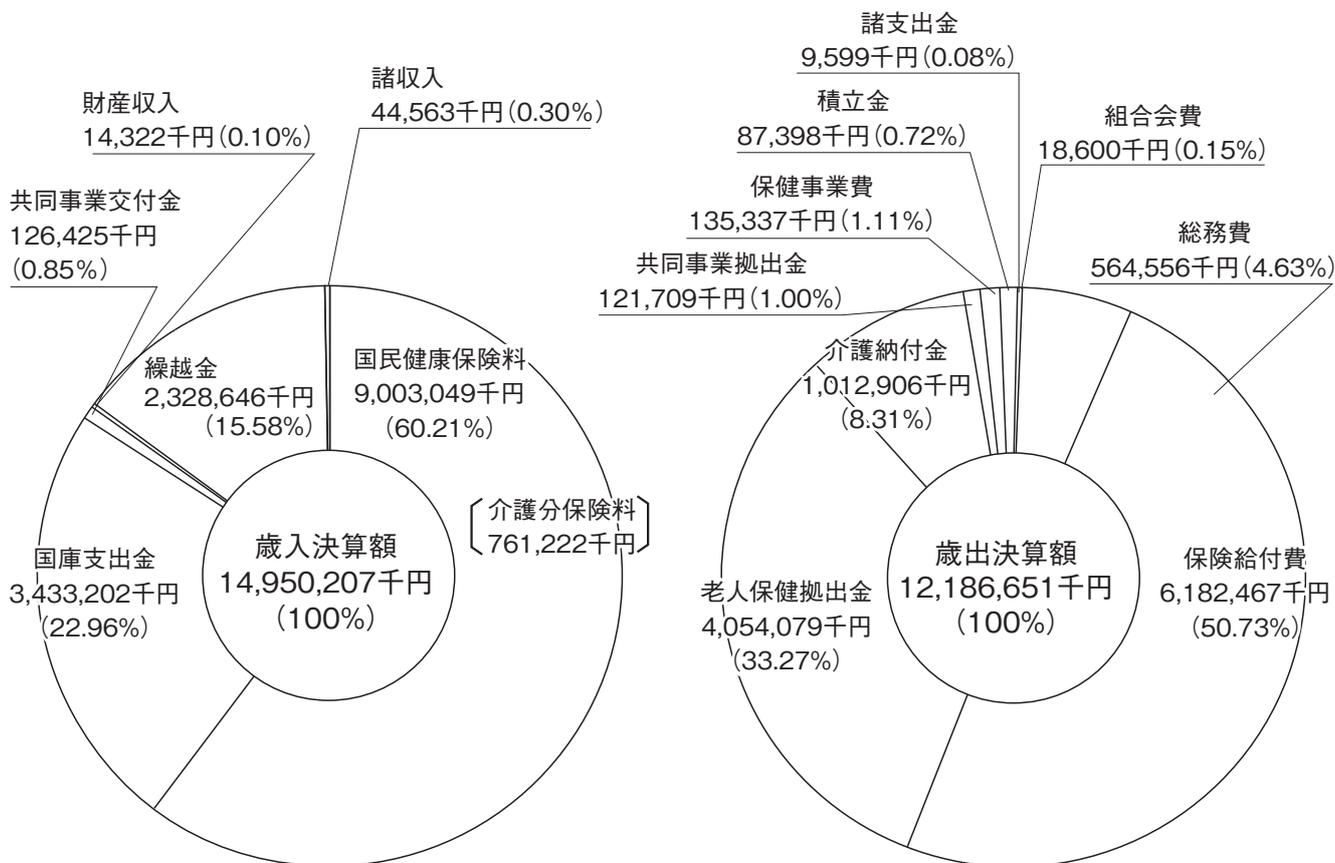
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越金	予算現額と 支出済額と の比較
1.組合会費		18,818,340	18,600,128		218,212
	1.組合会費	18,818,340	18,600,128		218,212
2.総務費		619,941,000	564,556,042		55,384,958
	1.総務管理費	619,940,000	564,556,042		55,383,958
	2.徴収費	1,000	0		1,000
3.保険給付費		6,742,900,886	6,182,466,631		560,434,255
	1.療養諸費	6,005,611,886	5,543,518,113		462,093,773
	2.高額療養費	339,487,000	277,380,800		62,106,200
	3.移送費	1,000,000	22,218		977,782
	4.出産育児諸費	257,600,000	241,450,000		16,150,000
	5.葬祭費	39,800,000	39,800,000		0
	6.傷病手当金	99,402,000	80,295,500		19,106,500
4.老人保健拠出金		4,084,603,000	4,054,079,445		30,523,555
	1.老人保健拠出金	4,084,603,000	4,054,079,445		30,523,555
5.介護納付金		1,012,907,000	1,012,906,161		839
	1.介護納付金	1,012,907,000	1,012,906,161		839
6.共同事業拠出金		167,526,000	121,709,000		45,817,000
	1.共同事業拠出金	167,526,000	121,709,000		45,817,000
7.保健事業費		181,300,000	135,336,638		45,963,362
	1.保健事業費	181,300,000	135,336,638		45,963,362
8.積立金		87,400,003	87,398,003		2,000
	1.積立金	87,400,003	87,398,003		2,000
9.諸支出金		9,599,294	9,599,294		0
	1.償還金	9,599,294	9,599,294		0
10.予備費		418,776,477	0		418,776,477
	1.予備費	418,776,477	0		418,776,477
歳出合計		13,343,772,000	12,186,651,342		1,157,120,658

歳入合計 14,950,207,896円

歳出合計 12,186,651,342円

差引残高 2,763,556,554円

平成19年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



第5号議案 平成19年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木常務理事

鈴木常務理事より平成19年度決算剰余金の処分について平成20年度に繰り越すことについて説明があり、質疑応答の後採決に入り全員挙手により可決承認された。

平成19年度歳入歳出決算

歳入合計額	14,950,207,896円
歳出合計額	12,186,651,342円
決算剰余金	2,763,556,554円

上記剰余金を下記のとおり処分します。

平成20年度繰越金	2,763,556,554円
-----------	----------------



高畑監事

監査報告

高畑監事

高畑監事より、平成19年度の業務執行の状況並びに各銀行預金残高証明書の照合など、経理状況及び財産の状況等の監査の結果について、別紙の監査報告書のとおり報告があった。

監 査 報 告 書

理事長 横山 靖夫 殿

平成20年 6月24日

監事 高畑 研佑 

監事 宮田 靖雄 

監事 岸田 正三 

本日、東京事務所におきまして、私共監事3名は、関係の役職員の立会いを得まして、規約第49条により、平成19年度（平成19年4月1日より平成20年3月31日まで）の業務執行の状況、並びに各銀行預金残高証明書等の照合など、経理状況及び財産の状況等を監査いたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

監 査 報 告 書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 横山 靖夫 殿

平成20年 6月24日
東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永 秀一 

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの歳入・歳出決算事項別明細書（本部会計及び東京事務所会計）について監査いたしました。この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以上

財産状況報告（平成19年度末現在）

1. 積立金

科 目	金 額 (円)
① 特別積立金	1,368,530,000
② 給付費等支払準備金	798,000,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所管理積立金	126,325,000
⑤ 役職員退職死亡給与積立金	270,201,784
合 計	2,688,056,784

2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録(東京事務所)

品目	数量	品目	数量
事務用机	5	除湿機	2
事務用椅子	12	冷蔵庫	3
ミーティングテーブル	2	25型カラーテレビ	1
ミーティングチェア	18	シュレッダー	3
パネルスクリーン	1	ユニシス端末機	16
デジタルカメラ	2	ICレコーダー	1
スーパーボード(M20)	1	ウォシュレット	4
オーバーヘッドプロジェクター	1	シューズボックス	1
ビデオカメラ一式(パナソニックデジカム)	1	書庫	1

(2) 備品目録(支部事務所)

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
栃木	レーザープリンタ	2	鳥取	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山梨	レーザープリンタ	2	香川	レーザープリンタ	1
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
青森	レーザープリンタ	2	徳島	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

支部名	品目	数量	支部名	品目	数量
岐 阜	レーザープリンタ	2	高 知	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
富 山	レーザープリンタ	2		ファクシミリ	1
	ユニシス端末機	1	新 潟	レーザープリンタ	2
	シュレッダー	1		ユニシス端末機	3
	ファクシミリ	1		シュレッダー	1
滋 賀	レーザープリンタ	1	岩 手	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	2
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
京 都	レーザープリンタ	2	石 川	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	3		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
岡 山	レーザープリンタ	1	長 野	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	3
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
山 口	レーザープリンタ	2	福 井	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	2		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1
島 根	レーザープリンタ	2	沖 縄	レーザープリンタ	2
	ユニシス端末機	1		ユニシス端末機	1
	シュレッダー	1		シュレッダー	1

■事前質問

〔質疑応答の要旨〕

1 保健事業費交付基準について

(京都府支部 陳正和議員)

Q 保健事業は全支部統一的な公平な保健事業では限られおざなりとなる恐れがあるので、各支部の独自性を尊重した展開が必要です。近年、インフルエンザが冬期に流行している。歯科医療従事者にインフルエンザ予防ワクチン接種の全支部での実施と保健事業費交付基準の引き上げについてお伺いしたい。

A 京都府支部の熱心な保健事業への取り組みについては心から敬意を表します。

医療制度改革に伴い、支援金、納付金等の財政負担が増える中、国庫補助が削減されている。又、組合員の診療報酬の伸び悩みから、



陳議員

保険料が減収の状況が続いている。従って、現時点で保健事業費の引き上げの余裕はないと考えております。支部の保健事業費については、運営費会計から保健事業会計に繰り入れは可能ですので、そのあたりを工夫して頂

ければ有り難いと思います。

新たな財政負担と国庫補助の削減、保険料の減収という中で保険料の引き上げをしないで対応する努力をしているところですので、ご理解賜りたい。(今井専務理事)

Q 特定健診について

従来の保健事業と特定健診は、切り離して実施するとのことですが、特定健診項目が組み込まれた人間ドック等受診者にも特定健診受診案内をだすのでしょうか。簡素化するためにも保健事業に特定健診を組み込み実施できるよう検討願います。

A 特定健診については、人間ドック等の一般健診でも受診できるよう努力しており、又、厚労省が出した「特定健診・保健指導の円滑な実施に向けた手引き」にもそうした方法が受診率を上げるのに望ましいとあります。しかし、今年度は特定健診の完全実施は困難な状況のため節目健診及び支部の保健事業による人間ドック等の事業を特定健診とは切り離して実施していただきたいとお願いしたところ です。

現在の特定健診の実施体制の現状は、先程、報告申し上げたとおりですので、ご理解賜りたい。(今井専務理事)

Q 今日配布された平成19年度事業統計報告書は、財務的統計処理なものです。保健事業をより充実させる意味から、疾病についても資料を頂ければ支部でも活用検討を願いたい。

A 疾病分類別統計資料については、全支部を出しますと膨大な量になりますので、全支部一括してお出しするのは考えておりませんが、調査してみたいと言う支部がございましたらお申し出頂ければ出すと言うことでご理解賜りたい。(今井専務理事)

2. 全国歯科医師国保組合の規約の見直しについて

Q 厚労省は政管健保の国庫負担を削減するため、国保組合の中で財政が健全な組合にも国庫負担の肩代わりをさせ、また4月からは

後期高齢者医療への支援が始まった。今後組合運営は厳しいものが見受けられます。

さらに、日本歯科医師会等においても公益法人改革に伴い、定款改正が行われようとしています。全国歯科医師国保組合として規約の見直しを行う考えがあるか次の点についてお聞かせ頂きたい。(富山県支部 山崎議員)



山崎議員

A 歯科医師会は、民法に基づく公益法人ですが、国保組合は、国民健康保険法に基づく公法人ですので、公益法人の改革とは直接は関係ない訳です。第62回通常組合会で、医療制度改革による国民健康保険法はじめ老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、当組合の規約も改正したところです。

Q 役員の任期と構成について

A 歯科医師会の任期が2年とするところが多くなり、それに合わせた方が良いと言う意見が多ければ検討したいと考えている。

役員の構成については、20府県で構成する組合なので、1支部1役員は必要と認識しています。ただし、理事長指名理事は従来5名でしたが、金山執行部の時に1名とし、4名減員しています。

Q 国庫補助削減に対する対応について

A 全協の阿部会長もこれ以上の国庫補助の削減は国保組合にとっても死活問題だと申して、政治活動も活発にやっていきたいと申しております。先程、高木議員のご質問にもありましたが、私ども国保組合は、国庫補助を頂いている公法人ですので、政治活動は出来

ませんが、全協に国民健康保険組合推進連盟という政治団体があり、その活動を通じて協力して行きたいと考えております。

又、組合内部的には、医療費の適正化を推進するためにレセプト点検事業の充実を図るとともに会計の見直しも図りたい。

(今井専務理事)

Q 全歯連との統合について

A 平成21年4月に再加入ということ、大筋合意ということになりましたのでご報告いたします。ただしが付きます。この加入に際して派生する諸懸案事項については、今後全国歯として、きめ細かく遺漏なきよう対応していくことを申し上げておきます。

この基本合意事項は何かと言いますと、過去にこだわらずというのが前提条件でございます。やはり前向きの中で国保組合の環境の悪化に伴うものについて、危機感を共有し、道府県の一元化に向け、一致団結して大局的な立場からやるということ、基本的な合意をみたところ、横山理事長の硬い信念と全歯連からの問い合わせ事項に対して的確な見解を示した結果、再加入の確約ができたことをお伝えして回答といたします。

(一志副理事長)

3.各府県支部における保険料滞納状況とその対応

Q 歯科医師を取り巻く環境の変化により、医院の経営状況も悪化の一途を辿っている。これに起因してか、本県においては近年保険料滞納が著しく増加している。これに鑑み、次の事項についてお聞かせ頂きたい。

各府県支部における保険料滞納状況について

新潟県は保険料滞納者が11名で、支部における保険料立替金は総額約250万円に上がる。保険料滞納に関して、他府県の状況をお聞かせ頂きたい。

A 各府県支部の保険料滞納状況は次のとおりです。(平成20年3月末現在)

①滞納のある支部 12支部 栃木、青森、岐

阜、富山、滋賀、京都、岡山、山口、新潟、岩手、長野、沖縄

滞納のない支部 8支部 山梨、島根、鳥取、香川、徳島、高知、石川、福井

②滞納額

・12支部の合計額 12,025,920円
 ・支部別滞納合計額
 最高額 2,934,155円 (新潟)
 最低額 79,000円 (岩手)

③滞納者数 (1種組合員)

・12支部合計数 74人
 ・支部別滞納者数
 最高人数 57人 (京都)



五十嵐議員

Q 保険料滞納者に対する対応について

保険料滞納者への対応として、新潟県では昨年度1名の組合員が除名処分となった。支部では、除名処分はいかんともし難いものであるが、止むを得ぬ選択と言わざるを得ない。後期高齢者医療制度の創設により、組合員の減少が免れない状況にある中、今後このように滞納による除名者が増加することは、組合の健全運営においても好ましいことではないと考える、滞納者への対応について全国歯の見解をお聞かせ頂きたい。

A 保険料の滞納者に対する対応については、支部が滞納者の事情等を参酌した上で除名処分が相当と判断した申請に基づいて、本部の理事会の議を経て除名処分としますが、保険

料の滞納には色々な事情があり、酌量しなければならぬケースもあると思います。そのあたりの事情は支部でしか把握できませんので支部の判断に委ねております。

少し待てば何とかなるのか、先延ばしになるだけで見込みがないのか、その見極めが重要になるかと思えます。支部で立替については、除名処分になったものについては、6カ月分の保険料は次の保険料と相殺した形で支部に返還する処置をとっておりますので宜しくお願いしたいと思います。

■ 当日質問 〔質疑応答の要旨〕

Q 先程の鈴木先生の決算についての説明では資料がなく、スライドだけではよく解らないので、決算の概況を組合報には載せて頂けるのでしょうか。

(富山県支部 川口義治議員)

A 決算の概況につきましては、文章で書いて



川口議員

ていましたが、款の増減だけという指摘もあり今回は省かせていただきました。必要ということであれば、次から記載させていただきます。又組合報には記載いたします。

(鈴木常務理事)

Q 規約の改正で保険料という名目がなくなって賦課額と言う形になったと思いますが、これから決算は保険料という形で作っていくのでしょうか。(栃木県支部 阿部哲夫議員)



阿部議員

A 保険料という概念がなくなった訳ではなく、保険料の種類として、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、後期高齢者賦課額に区分されたということです。当初は医療給付費等に当てる保険料を一般保険料とし、支援金等に当てる保険料を特定保険料として区分して徴収するよう指導がありましたが、何時の間にか、特定保険料というのがなくなり、現在の形になりました。一般保険料、特定保険料というのは解りやすかったのですが、現行では支援金の一種である前期高齢者納付金が基礎賦課額の中に入って解りにくい区分になっております。

Q 要望ですが、事前質問の用紙が届いて締切まで、議案書とか資料が一切届いていないので、支部で起きている問題について事前質問を出させて頂いておりますが、事前に議案書なり協議資料を頂ければ、より執行部の事業運営に歯車の噛んだ事前質問ができるのではないかとこのと、当日質問はフリーディスカッションという形でできないか検討を願いたい。(京都府支部 陳正和議員)

A 要望として承っておきます。

(今井専務理事)

Q 報告事項の特定健診についての関連質問ですが、集合契約委託と実施と健診データ等の流れのイメージ図は複雑怪奇で解りにくいのですが、厚労省からこのシステムでやれというものなのか、この流れというのは固定して簡略化できないものなのか。

それから、人間ドック等で受診した場合、健診が終わって結果が出た段階で指導を受けるが、特定健診を受けた後に、再度指導を受けなければならないのか。

(栃木県支部 川嶋仁一議員)



川嶋議員

A 報告事項で記載したイメージ図は、厚労省から示された資料は非常に複雑で量も多いのでできるだけ簡単に抜粋してまとめたのが、この図でございます。従って、あくまでイメージ図として捉えて頂きたいと思いません。

この流れを簡略化できないのかということですが、少なくとも今年度の集合契約はこの流れで実施することになります。

人間ドック等で指導を受けた場合も、特定健診の保健指導を受けなければならないかというご質問は、基本的にはそのとおりです。人間ドック等で受診した場合、個別契約でそういうことが出来たと仮定した場合、その中から特定健診項目と特定健診に係る費用を抽出できることが条件です。そのデータが各都道府県の連合会から国保中央会を通じて栃木県国保連合会に集められ、情報提供、動機付け支援、積極的支援に保健指導の対象者の選定と階層化が行われ、それに基づいて指導を受けることとなりますので、現時点では、人間ドックの指導と特定健診・保健指導は別とお考え頂きたいと思えます。(今井専務理事)

第6号議案 相談役の委嘱について議決を求める件

今井専務理事

今井専務理事より、当組合の役員として、長期にわたって組合運営に携わった経験と知識を生かして組合運営上の諸問題について助言を求めるために、規約第53条の規定に基づき、前理事長の金山公彦先生を相談役に委嘱する件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

相談役

前理事長 金山公彦先生



金山公彦相談役

第7号議案 顧問の委嘱について議決を求める件

今井専務理事

今井専務理事より、当組合の役員として、長期にわたって組合運営に携わった経験と知識を生かして組合運営上の諸問題について助言や指導を求めるために、規約第53条の規定に基づき、元副理事長の大久保雅男先生及び前監事の久保有先生を顧問に委嘱する件について説明の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

顧問

元副理事長 大久保雅男先生
前監事 大久保 有先生



大久保雅男顧問



大久保有顧問

9. 全国歯科医師国民健康保険組合表彰

氏名 金山公彦

- ・受賞の種別 特別功労賞
- ・功績の種別 組合運営の功績

尾上常務理事より、組合理事長を務め、顕著な功績があった金山公彦先生の紹介に引き続き、横山理事長から特別功労賞と記念品を贈呈し表彰した。



10. 褒章受章者に対する記念品の贈呈

氏名 芦田欣一

- ・受章の種別 藍綬褒章
- ・功績の種別 保健衛生功績

尾上常務理事より、平成20年春の褒章で藍綬褒章を受章された芦田欣一先生の紹介に引き続き、横山理事長から記念品を贈呈し祝意を表した。



閉会の辞 一志副理事長

南議長、平木、白尾副議長のもと、第63回通常組合会が滞りなく終了できました。皆様方に厚くお礼を申し上げます。横山新体制のもと、役職員心を一つにしまして安定運営、又立ちはだかる難局に対しまして一生懸命取り組んで参ります。今後とも、どうぞ当組合に対しまして一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。誠に有難うございました。



一志副理事長

節目健診(人間ドック等)の積極的な受検を!!

自分の健康状態を、常にチェックしておくことがどんなに大事なことであるかということは判っていないながらも、何かのきっかけがなければなかなか健診を受けようとしていない方がおられるようです。積極的な健診を受けましょう。

当組合では、病気の「早期発見」と「予防」を目的として 5 歳刻みの節目の年齢を迎える方々が、健康診断、人間ドック等を受けられた場合、その費用(30,000 円を限度)を補助しております。

節目健診該当者は、下記のとおりです。「まだ大丈夫だ」「健康だ」と思っている人ほど是非この機会に受診しましょう。

1 種組合員の方につきましては配偶者の方も補助の対象となっておりますので、**夫婦連れ立って健診**を受けましょう。

【節目健診対象者】

1 種組合員の方にあたっては

平成 20 年度中に 30 歳以上で 5 歳刻みの節目の年齢を迎えられる方とその配偶者(被保険者である配偶者にあつて年齢は問わない)

2 種組合員の方にあたっては

平成 20 年度中に 30 歳以上で 5 歳刻みの節目の年齢を迎えられる方

3 種組合員の方にあたっては

平成 20 年度中に 20 歳以上で 5 歳刻みの節目の年齢を迎えられる方

【健診方法】

医療機関の指定はしませんので人間ドック等のできる医療機関で受けて下さい。

【補助金額】

最高限度額 30,000 円迄(但し、1 回の申請に限る)

【申請方法】

平成 21 年 2 月末日迄に、申請書に医療機関の領収書を添えて各支部事務所あて申請して下さい。申請は 1 回限り(保険証の使用は不可)とさせていただきます。申請期限を超えると申請する権利が無くなりますのでご注意下さい。

☆第63号より組合報のタイトルを全国歯報と変更し、表紙のデザインを一新致しました。
表紙写真 場所/宮古島 撮影者/田邊千浩

— お 願 い —

適用除外申請について

「常時5人以上の従業員を使用する個人事業所」及び「法人の事業所で常時従業員を使用（常用的）する者」は、健康保険（政管健保）及び厚生年金保険への加入が義務づけられております。

しかし、健康保険については適用除外承認申請をし、社会保険事務所の承認を受けた方のみ国保組合への加入が認められ、国保組合の被保険者としての資格を継続することができます。

なお、厚生年金保険につきましては、国保組合の被保険者として残る場合でも適用され厚生年金保険の加入者となります。

特に一人医師医療法人への組織替えをされた場合、対象者が理事長など役員のみであっても適用になります。

◎常用的使用関係で被保険者になる

政府管掌健康保険適用事業所（以下「適用事業所」という。）で常用的使用関係にある人が被保険者になります。これは法律上の雇用契約等とは関係なく、適用事業所で働き報酬を受けるといふ事実上の使用関係をいいます。

試用期間中の人、パートタイマーなどについても、この事実上の使用関係があるかどうかにより被保険者として届け出るかどうか判断することになります。

◎パートタイマーの取扱い

パートタイマーが被保険者として取り扱われるかどうかは、適用事業所で常用的使用関係にあるかどうかによって決まります。判断の目安として、①勤務時間と ②勤務日数で、それぞれ一般従業員の4分の3以上ある場合に被保険者とするのが妥当とされています。

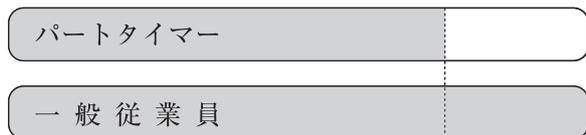
①勤務時間

1日の所定労働時間が、一般従業員のおおむね4分の3以上であれば該当します。たとえば、一般従業員の所定労働時間が1日8時間とすると、6時間以上が該当します。

日によって勤務時間が変わる場合は、1週間をならし、所定労働時間のおよそ4分の3以上の勤務時間があれば該当します。

【1日の所定労働時間】

▼ 4分の3

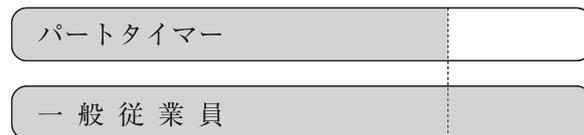


②勤務日数

一カ月の勤務日数が、一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば該当します。一般従業員の1カ月の所定労働日数は、必ずしも実出勤日数をさしていませんが、その事業所で同じような仕事をしている従業員の所定労働日数のおおよそ4分の3以上勤務していれば該当します。

【1カ月の所定労働日数】

▼ 4分の3



※4分の3は判断の目安に

所定労働時間と所定労働日数でそれぞれ4分の3以上ということは、一つの目安であって、一律にこれにあてはめて機械的に判断するのではなく、就労の形態・内容を総合的に考えて常用的使用関係にあると認められれば被保険者とされます。

— 社会保険庁からのお知らせ —

「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

緑色の封筒でお届けします。 ・年金を受けておられる方＝本年4月から5月までの間
 ・現役加入者の方＝本年6月から10月までの間

※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、
年金記録にもれがある可能性が高い方です。

- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

○年金記録のご確認をお願いいたします○

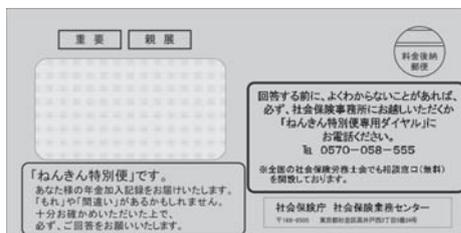
- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
 - ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。
- ※年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例（A男さん75歳の場合）】

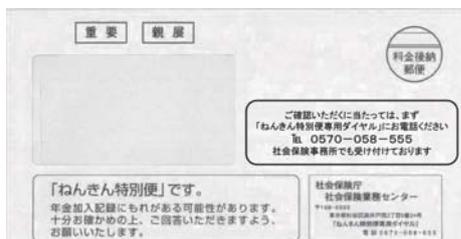
13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○まわりの方にも呼びかけてください○

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴についてご一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）



6月から10月の緑色の封筒



3月までの青色の封筒

ご質問・お問い合わせは

○「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
 第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、社会保険庁HP
 (<http://www.sia.go.jp/>)でご案内しております。

☎ 0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
 ※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。
 ※詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>)まで。

接骨院(柔道整復師)にかかるときは

受診内容を確認し、申請書に署名か捺印を

■増え続ける接骨院(柔道整復師)の治療費

接骨院(柔道整復師)の治療件数・治療費は増え続けており、平成19年度から過去10年間の受件動向を見ますと、平成9年度は11,216件だったのに対し、平成19年度では18,639件にまで(66.18%)著しく伸びを示しています。

柔道整復師の施術(治療)の適応は、打撲、捻挫、挫傷と医師の同意がある脱臼、骨折です。

治療費の伸びは、接骨院の増加、治療費の委任払い方式など施術を受ける環境が整ったことにもよりますが、新聞等で報道されたような接骨院(柔道整復師)による架空請求などがある一方、治療を受ける側の必要のない部位のついて施術、完治の見込みのない傷病・部位の長期漫然の施術なども要因としてあげられます。

組合では、接骨院(柔道整復師)の請求内容の確認と受診者本人にその内容を照会し、治療費の適正な支払いに努めています。

医療保険制度は、突然の病気やケガの際の医療費負担を、加入者みんなで保険料を出し合い助け合う制度です。こうした医療費の支払いは、被保険者の皆様が納める保険料と国の補助金で賄われています。

一人ひとりがより良い受診を心がけるとともに、自分の健康管理に大きな関心を持ち続けて、貴重な財源を大切にしていける必要があります。

■治療費の受領委任払いとは

接骨院(柔道整復師)で施術を受けた際の治療費は、本来患者がいったん全額支払い、その後保険組合に療養費支給申請書を提出して、組合負担分の払戻しを受けることになっていますが、保険取扱いを認められた接骨院(柔道整復師)では、患者負担分の支払を受けて、残りを患者から委任を受けて保険組合に請求します。これを「受領委任払い」といいます。

その際は、受診者自ら請求内容(柔道整復施術療養費支給申請書)を確認して、署名または捺印することになっています。

今一度、接骨院(柔道整復師)で治療を受けた際に、治療内容の確認と申請書に署名または捺印を求められたか思い出してみてください。

接骨院(柔道整復師)にかかるときの留意事項

- ①請求(受診)内容を確認して、請求書には自分で署名または捺印しましょう。
- ②施術が長期(5ヶ月以上)にわたる時は、整形外科などの医師の診療を受けましょう。
- ③同一傷病名で医師の治療を受けている間は、柔道整復師は保険扱いできません。
- ④施術料領収書は必ずその都度もらいましょう。
- ⑤はしご受診、時間外休日受診、家族ぐるみのついで受診などはやめて、医療費のムダを無くしましょう。
- ⑥勤務先の仕事や家事など日常生活からくる単なる疲労、肩こり、スポーツなどによる肉体疲労は保険対象外です。
- ⑦症状の改善がみられない長期の漫然とした施術は保険対象外です。

柔道整復等療養費年度別受件状況

※老人保健制度分は除く
※鍼灸、コルセット等含む

